

袋井市教育委員会 会議録（要旨）

会 議 名	平成26年 7 月 袋井市教育委員会 定例会
招 集 日 時	平成26年 7 月30日（水）午後 1 時30分
会 議 時 間	午後 1 時30分から午後 3 時30分まで（2 時間）
場 所	袋井市立三川公民館 1 階会議室
出 席 者	伊藤静夫 委員長 豊田君子 委員 前嶋康枝 委員 上原富夫 委員 （計：4 人）
欠 席 者	なし
傍 聴 者	なし
当局出席者	鈴木典夫 教育長 西尾秀樹 教育部長 大野浩幸 教育企画課長 加藤貞美 学校教育課長 早川俊之 生涯学習課長 兼岡正利 袋井学校給食センター所長 白畑信任 袋井図書館長 下畑広二 すこやか子ども課保育係長 中川東 すこやか子ども課子育て支援係長 杉山明子 教育企画課長補佐兼総務企画係長 （合計：10人）
会議に付した 事件	別紙「平成26年 7 月 袋井市教育委員会定例会 議事日程」の とおり

平成26年 7 月 袋井市教育委員会定例会 日程

日時：平成26年 7 月30日（水）午後 1 時30分開会

場所：袋井市立三川公民館 1 階会議室

会 議 日 程

日程第 1 開 会

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

日程第 4 教育部月例事業報告

日程第 5 議 事（会議に付すべき事件）

(1) 協議事項

協第30号 袋井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

協第31号 袋井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

協第32号 袋井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

協第33号 市立小中学校及び学校給食センターの防火管理者の解任又は任命について

協第34号 市立公民館の防火管理者の解任又は任命について

(2) 報告事項

報第63号 袋井市ファミリー・サポート・センター育児事業実施要綱の制定について

報第64号 袋井市月見の里学遊館及び袋井市月見の里公園の指定管理者募集要項について

報第65号 袋井駅南口広場への彫刻設置について

日程第 6 その他

(1) 連絡事項

ア 平成26年度徳育推進「心ゆたかな人づくり講演会」10/21チラシ

イ 子ども支援室活動レポートN011

ウ 袋井市立図書館だより「ふくぶっく」平成26年 8 月号

(2) 次回定例会等の予定について

8 月教育委員会定例会 8 月27日（水）午後 1 時30分～（静岡理工科大学会議室）

(3) その他

日程第 7 閉 会

平成26年7月 袋井市教育委員会定例会 会議録（要旨）

1 開会

●教育委員長

それでは、ただ今から、平成26年7月袋井市教育委員会定例会を開会させていただきます。

2 会議録署名委員の指名

●教育委員長

袋井市教育委員会会議規則第17条第2項の規定に基づき、前嶋康枝委員及び上原富夫委員を指名します。

3 教育長の報告

●主な報告事項

- 6月・刮目舎開塾式（28日）
- 7月・幼小中合同園長・校長会（1日）
 - ・人権同和教育研修会（28日）
 - ・彫刻のあるまちづくり推進委員会（29日）

4 教育部月例事業報告

●すこやか子ども課

- ・こどもみらいプロジェクト夏まつりinエコパ（7月1日～6日）
- ・第2回袋井市子ども・子育て会議（7月22日）
- ・子育て支援拠点施設運営協議会（7月28日）

●生涯学習課

- ・青少年の非行・被害防止街頭キャンペーン（7月1日）
- ・山梨祇園祭典補導（7月12日・13日）
- ・第2回彫刻のあるまちづくり推進委員会（7月29日）
- ・子ども読書活動推進講演会（7月28日）

【協議事項】

- (1) 協第30号 袋井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

●子ども保育係長

子ども・子育て支援法では、市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定めなければならないこととされています。このため、本条例を制定したいので協議します。条例は、総則、特定教育・保育施設の運営に関する基準、特定地域型保育事業の運営に関する基準で構成し、それぞれ利用定数に関する基準と運

営に関する基準を定めます。利用定数の基準について、特定教育・保育施設は20人以上とし、認定子ども園、幼稚園、保育所の区分ごとに定めます。特定地域型保育事業のうち家庭的保育場については、1人以上5人以下とし、小規模保育事業AとBについては、6人以上19人以下、小規模保育事業Cについては、6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業については、1人とします。また、手続きに関する基準では、正当な理由のない提供拒否の禁止、支給認定の申請に係る援助、運営規程、秘密保持等を定めます。

【質疑・意見】

●上原委員

第6条で「特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」となっています。正当な理由とはどのようなことをいうのですか。

●子ども保育係長

保護者の就労時間が80時間を下回る場合のことです。認定には、保護者の就労時間が80時間以上となり保育に欠ける状態であることが必要です。

●上原委員

第20条の運営規程において「緊急時等における対応方法」とありますが、緊急時等とはどのような状態をいうのか、先ほどの正当な理由と同様に明示することが必要であると思います。一般の市民が見てわかるような書き方にするほうがよいと思います。

●教育委員長

緊急の場合については、事故や食中毒など様々なケースがあるので、対応を考えておいてください。

●前嶋委員

特定地域型保育事業の運営規程にも緊急時等における対応方法が定められております。個人事業者の方にも十分に理解してもらうため、しっかり定めておくことが必要です

●子ども保育係長

書き方については、市の他の条例と同様としなければなりませんので、具体的に明示することは難しいと思います。利用手続きや緊急時等における対応マニュアルのなかで明示していきたいと考えております。

●教育委員長

本案は、原案のとおり承認することにいたします。

(2) 協第31号 袋井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

●子ども保育係長

子ども・子育て支援法では、市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないこととされています。このため、本条例を制定したいので協議します。条例は、総則、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で構成し、事業毎に、設備の基準、保育時間、保育内容等を定めます。

[質疑・意見]

●教育委員長

条文が多いので、これを事業者に示すだけでは、事業者を理解していただくのは難しいと思います。

●子ども保育係長

条文の解釈を作成して、事業者に配布するようにします。

●教育委員長

事業者の内容を十分に理解してもらってください。

●教育委員長

本案は、原案のとおり承認することにいたします。

(3) 協第32号 袋井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

●子育て支援係長

子ども・子育て支援新制度では、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実を図ることとされており、放課後児童クラブもその一事業に位置づけられ、その設備や運営基準について、国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき市町村が条例で定めなければならないとされ、今回当該基準を定めるものです。

放課後児童クラブについて、省令に従うべき基準としては、第10条中第4項以外の放課後児童支援員の資格に関わる部分のみで、他の項目は全て参酌基準となっています。支援員の資格の取得については、附則により、5年間の経過措置が設けております。また、既存のクラブについては、第9条第2項の保育面積は、児童一人当たり1.65㎡以上とする規定と、第10条第4項の一つの集団の規模をおおむね40人以下とする規定にも経過措置を設けています。

[質疑・意見]

●教育委員長

保育面積が児童一人当たり1.65㎡以上を確保できないクラブはありますか。

●すこやか子ども課子育て支援係長

複数あります。これらのクラブについては、平成27年度からの袋井市子ども・子育て支援事業計画に記載したとおり、施設拡充等により解消していくよう努めてまいります。

●前嶋委員

小学6年生までの受け入れが義務化されると子どもが3学年増えますが、施設は足りるのですか。

●子育て支援係長

小学校の余裕教室を借りることを進めています。施設が整ったところから1学年ずつ拡大していくことになると思います。

●教育委員長

本案は、原案のとおり承認することにいたします。

(4) 協第33号 市立小中学校及び学校給食センターの防火管理者の解任又は任命について

●教育企画課長

市立小中学校と幼稚園の防火管理者については、教頭を任命しています。防火管理者の資格がなかった袋井西小、三川小、浅羽北小、周南中の教頭が、7月17日、18日の防火管理者資格取得講習会に参加し、資格を取ることができましたので、各校の校長を7月31日付けで防火管理者の職を解任し、8月1日付けでこの4人を任命します。また、中部学校給食センターについても、大場所長が資格を取ることができましたので、兼務していた袋井学校給食センター所長を7月31日付けで防火管理者の職を解任し、8月1日付けで大場所長を任命します。

【質疑・意見】

無し

●教育委員長

本案は、原案のとおり承認することにいたします。

(5) 協第34号 市立公民館の防火管理者の解任又は任命について

●生涯学習課長

浅羽南公民館、今井公民館、三川公民館、笠原公民館、浅羽東公民館、浅羽北公民館については、館長が防火管理者の資格を持っていなかったため、資格を持っている生涯学習課長を防火管理者に任命していました。館長が資格を取りましたので、7月31日付けで生涯学習課長を解任し、8月1日付けでそれぞれの館長を任命します。

【質疑・意見】

無し

●教育委員長

本案は、原案のとおり承認することにいたします。

【報告事項】

(1) 報第63号 袋井市ファミリー・サポート・センター育児事業実施要綱の制定について

●子育て支援係長

この事業については、平成12年度から実施しております。当初は市の直営で、平成14

年度からは、NPO法人ふぁみりあネットに委託して実施しています。育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が、相互に会員登録をします。ファミリー・サポート・センターがこの会員間の仲介を行い、協力会員が保育施設への送迎や保育終了後の預かり、保護者の急病や急用の場合の援助を行うといった活動です。当初、市が直営で実施していたこともあり、現在まで市の内規により運営されておりましたが、事業内容を明確化し、市民へ広く周知するため、正式に実施要綱を制定するものです。

【質疑・意見】

●上原委員

会員証に写真を貼りますか。

●すこやか子ども課子育て支援係長

貼ります。

●教育委員長

本案は、原案のとおり了承することにいたします。

(2) 報第64号 袋井市月見の里学遊館及び袋井市月見の里公園の指定管理者募集要項について

●生涯学習課長

月見の里学遊館と月見の里公園の指定管理者を募集します。指定管理者の指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までです。募集は、平成26年8月1日から9月16日までとし、選定は公募型プロポーザル方式とします。指定管理者の指定については、11月市議会において議決が必要となります。詳細は募集要項のとおりです。

【質疑・意見】

無し

●教育委員長

本案は、原案のとおり了承することにいたします。

(3) 報第65号 袋井駅南口広場への彫刻設置について

●生涯学習課長

「彫刻のあるまちづくり」基本計画に基づき、袋井駅前南口広場に彫刻を設置します。彫刻の選定は、指名型コンペティション方式とし、8月28日から10月31日までの間に募集します。北口広場の作品との調和を図りつつ、袋井らしさを表現し、末永く市民に親しまれるシンボル性がある作品を選定していきます。最終選考は、1月初旬を予定しています。平成28年3月31日までに設置して参ります。

【質疑・意見】

●教育委員長

最終選考後、どのように作成依頼をしますか。

●生涯学習課長

デザインコンペ、プレゼンで決定後、作成を依頼していきます。

●教育委員長

本案は、原案のとおり了承することにいたします。

6 その他

各課から配付資料等に基づき報告があった。

●教育企画課長

平成26年度徳育推進「心ゆたかな人づくり講演会」10/21チラシ

●すこやか子ども課長

子ども支援室活動レポートN011

●袋井図書館長

袋井市立図書館だより平成26年8月号

7 閉会

(午後3時30分閉会)